

# コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業

健康福祉部福祉総務課

## 1 目的

専門的な福祉コーディネーターとしてコミュニティソーシャルワーカー（以下CSW）をモデル地区へ配置し、地区社協の運営に関する指導や他団体との連携を推進し、地域の様々な福祉課題の解決につなげる。

## 2 背景

- ・高齢化・核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立や制度の狭間にある人への支援などが地域社会の大きな課題となっている
- ・地域社会の課題に対応するため、地区社協をはじめとする住民の地域福祉活動の支援に力を入れていく必要がある

## 3 事業内容

### (1) 配置体制

浜松市社会福祉協議会へ委託し、モデル地区の社会福祉協議会地区センターに配置

- ・モデル地区 中区、北区

都市部と中山間地域における福祉課題への対応をとおり、配置事業の検証を行う

### (2) CSWの業務内容

- ・個別支援

制度の狭間の課題や複数の福祉課題を抱える住民などからの相談に応じ、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所などの専門機関や地域団体との連携、必要な福祉サービスへの利用申請支援などにより課題解決を図る。

- ・地域支援

住民への各種福祉サービスや福祉制度等の情報提供、福祉人材育成のための講座開催、地区社協の設立・活動支援の実施など、福祉の地域づくりを推進するため地区社協を中心とした地域への働きかけと活動支援を行う。

- ・仕組みづくり

住民や関係機関と連携し、支援を推進するための仕組みを構築する。

### (3) CSWの要件（次のすべての要件に合致する者）

- ・福祉の現場で一定年数（概ね3年以上）相談業務に従事した経験のある者
- ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員又は社会福祉主事のいずれかの資格を所有している者
- ・全国社会福祉協議会、静岡県社会福祉協議会等が実施するCSW養成研修を修了した者

## 4 事業費 13,546千円

※地域福祉活動推進事業 18,295千円の一部

- ・委託料 13,546千円（地域福祉推進事業委託）

# 生活困窮者自立支援事業

健康福祉部福祉総務課

## 1 目的

住宅の確保や進学問題など生活困窮者が抱える様々な相談に応じ、生活保護に至る手前で総合的な支援を実施することにより生活困窮からの早期脱却を図る。

## 2 背景

- ・平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法施行により、福祉事務所設置自治体による自立相談支援事業等の実施が義務付けられた
- ・平成 26 年度モデル事業を実施、平成 27 年度から本格実施

## 3 事業内容

### (1) 自立相談支援事業

生活困窮者に対する総合相談窓口を設置し、相談に応じて適切な関係機関へのつなぎや課題解決に向けた支援を実施

相談拠点 1 か所（中区）及びサテライト窓口

### (2) 住居確保給付金支給事業

離職者で住宅を喪失している人等に対し、住居確保給付金の支給や就労支援を実施

### (3) 就労準備支援事業

就労に向けた課題を抱える人に対して、健康・生活管理の意識向上や社会参加能力の習得、継続的な就労経験の場の提供といった就労活動に向けた準備支援を実施

### (4) 学習支援事業

生活保護及び困窮世帯の中学 3 年生に対する訪問支援、勉強会の開催

## 4 事業費 64,482 千円（財源：国 44,355 千円）

- ・委託料 53,804 千円（生活困窮者自立支援業務委託）
- ・扶助費 9,700 千円（住居確保給付金）
- ・その他 978 千円（事務費等）

# 臨時福祉給付金事業

健康福祉部福祉総務課

## 1 目的

平成 26 年 4 月からの消費税率の引き上げによる市民税非課税世帯等への負担の影響を緩和するための臨時的な給付措置として平成 26 年度に引き続き実施する。

## 2 背景

- ・税制抜本改正法に基づく逆進性対策として臨時福祉給付金を支給  
(平成 27 年 10 月から 1 年間の食料品費に係る消費税引き上げ相当分)

## 3 事業内容

### (1) 給付額

- ・給付対象者一人につき 6,000 円  
(平成 26 年度 : 10,000 円 老齢基礎年金・児童扶養手当受給者等への加算金 5,000 円)

### (2) 基準日 平成 27 年 1 月 1 日

### (3) 給付要件

平成 27 年 1 月 1 日に住民基本台帳に記載されている者で市町村民税（均等割）が課税されていない者、ただし以下の者を除く

- ・市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
- ・生活保護受給者、中国残留邦人に対する支給給付受給者等

### (4) 給付対象者数 150,000 人 (H26 年度 : 150,000 人 加算対象 75,000 人)

## 4 事業費 1,100,000 千円 (財源 : 国 1,100,000 千円)

- ・給付費 900,000 千円 (6 千円×150,000 人=900,000 千円)
- ・事務費 194,000 千円
- ・人件費 6,000 千円

# 避難行動要支援者意向調査事業

健康福祉部高齢者福祉課

## 1 目的

災害時の避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から自治会、自主防災隊等の避難支援者へ名簿を提供するため、対象となる高齢者の意向の確認を行う。

今後、平常時における「はままつあんしんネットワーク」の見守り対象者と、災害時における避難行動要支援者との整合を段階的に図り、平常時の見守りを災害時の支援に結びつけ、高齢者見守り・支援体制を拡充する。

## 2 背景

- ・平成 25 年の災害対策基本法の改正により、対象者全員の避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられた
- ・要支援者名簿を自治会、自主防災隊等の避難支援者へ提供する際には、事前に要支援者からの同意が求められている

## 3 事業内容

### (1) 意向調査

避難行動要支援者名簿を平常時から自治会、自主防災隊等の避難支援者へ提供するための意向調査を郵送で実施

対象 75 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 約 49,000 人

※要介護者・障害者の意向調査は平成 26 年度に実施

対象区分		人数 (人)	確認方法	調査時期	担当課	
高齢者	ひとり暮らし (75 歳以上)	49,000	郵送	27 年 4 月～ (予定)	高齢者福祉課	
	高齢者のみの世帯(75 歳以上)					
要介護者	要介護 3・4・5	5,895	郵送 ※新規者は申請 時窓口確認	26 年 10 月～ 実施中	介護保険課	
障害者	身体障害者 1・2 級	10,437			手帳更新時 窓口確認	障害保健福祉課
	知的障害者 療育 A	1,064				
	精神障害者 1 級	429				
その他の 希望者	①上記以外の高齢者、障害者、 要介護者 ②他の要配慮者 (日中独居、子 ども、難病患者等)	—	広報紙、HP、 市窓口等で案内 (手上げ方式)	27 年 4 月～ (予定)	高齢者福祉課 障害保健福祉課 介護保険課 子育て支援課等	

### (2) 事業スケジュール

- 平成 27 年 3 月 高齢者の避難行動要支援者名簿 (対象者全員) の作成
- 平成 27 年 4 月 高齢者の避難行動要支援者意向調査の実施
- 平成 28 年 1 月 避難行動要支援者名簿 (同意者) の作成
- 平成 28 年 2 月 避難行動要支援者名簿 (同意者) の避難支援者への提供

## 4 事業費 10,230 千円

※地域高齢者見守り・支援事業 30,378 千円の一部

- ・役務費 8,512 千円 (郵便料)
- ・賃金 1,178 千円 (事務補助員)
- ・需用費 540 千円 (意向調査用紙印刷費等)

# 認知症施策推進事業

健康福祉部高齢者福祉課

## 1 目的

超高齢社会の最重要課題のひとつである認知症対策の強化のため、これまでの認知症に対する理解を深める広報・啓発から「予防（重度化防止）」、「早期発見・早期治療」、「本人・家族支援」に重点的に取り組み、認知症施策の推進を図る。

## 2 背景

- ・認知症患者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、予防、早期発見・早期治療、支援体制の充実が求められている
- ・介護認定における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者が平成26年10月時点で約20,000人急速な高齢化により、10年後には約25,000人に増加することが見込まれる

※認知症日常生活自立度Ⅱ以上 … 日常生活に支障を来す状態

## 3 事業内容

### (1) 予防（重度化防止）

#### ア（新規）認知症対策モデル検証

先進的な認知症対策の効果検証

主な検証手法

##### ①ユマニチュード手法

「見つめる」「話しかける」「触れる」「立つことを支援する」の4つの動作を基本とした新たな認知症ケア手法を特別養護老人ホームなどで実践、効果検証を行う

##### ②認知症カフェ

認知症患者と家族、介護職員、地域住民の交流の場、認知症予防活動の場としての認知症カフェの効果検証

#### イ（新規）認知症チェックリストの作成

認知症の早期発見、早期受診を目的とした自己チェックリストの作成、配布

(66,000部)

### (2) 早期発見・早期治療

#### ア（新規）認知症ケアパスの作成

認知症の進行状況にあわせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかをまとめた認知症ケアパスの作成、配布 (5,000部)

参考：認知症ケアパスのイメージ

認知症の生活機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書信件成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ一人で意思の疎通が困難である
介護予防・悪化予防	一次予防、二次予防 いきいきふれあいサロン	一次予防、二次予防 いきいきふれあいサロン	通所介護	通所介護	訪問介護
つながり支援	いきいきふれあいサロン 高齢者クラブ	高齢者クラブ	通所介護	通所介護	訪問介護
仕事・役割支援	高齢者クラブ	高齢者クラブ	通所介護	通所介護	訪問介護
安否確認・見守り	SOSネットワーク 緊急通報装置 配食見守りサービス 認知症サポーター	SOSネットワーク 緊急通報装置 配食見守りサービス 認知症サポーター	SOSネットワーク 緊急通報装置 配食見守りサービス	緊急通報装置 訪問介護	緊急通報装置 訪問介護
生活支援	配食見守りサービス 高齢者クラブ	配食見守りサービス	訪問介護 通所介護	訪問介護 通所介護	訪問介護 通所介護
身体介護			通所介護 訪問介護	通所介護 訪問介護	通所介護 訪問介護
医療	かかりつけ医 〇〇市民病院	かかりつけ医 〇〇市民病院	かかりつけ医 〇〇市民病院	かかりつけ医 〇〇市民病院 定期巡回随時対応訪問介護看護	かかりつけ医 〇〇市民病院 定期巡回随時対応訪問介護看護
家族支援	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
緊急時支援 (精神症状がみられる等)	〇〇市民病院	〇〇市民病院 小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護	〇〇市民病院 小規模多機能型居宅介護	〇〇市民病院 小規模多機能型居宅介護	〇〇市民病院 小規模多機能型居宅介護
住まい サービス付き高齢者住宅等	△△高齢者住宅	△△高齢者住宅			
グループホーム、介護老人 福祉施設等居住系サービス			認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設	認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設

(平成 25 年 9 月発行 厚生労働省「認知症ケアパス作成のための手引」より抜粋)

イ 認知症疾患医療センター運営支援

地域の認知症保健医療水準の向上を図るための研修会の開催や関係機関との連携調整を行う認知症疾患医療センターの運営支援

ウ 認知症サポート医・かかりつけ医の養成

(3) 本人・家族支援

ア (新規) キャラバン・メイトの養成・活動支援

認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成

毎年 30 人、平成 27~29 年度で 90 人を養成 (平成 26 年 12 月末時点 93 人)

イ 認知症サポーターの養成

毎年 3,500 人、平成 27~29 年度で 10,500 人を養成

ウ 認知症地域支援推進員の養成 (介護保険事業特別会計)

4 事業費 15,977 千円

・一般会計 15,503 千円 (財源：国 6,501 千円)

・介護保険事業特別会計 474 千円 (財源：国 184 千円、県 92 千円、繰入金 92 千円)

# 老人福祉施設整備費助成事業

健康福祉部高齢者福祉課

## 1 目的

在宅での生活が困難な高齢者の生活の場所を確保するため、特別養護老人ホームを整備する。  
特別養護老人ホームの入所待機者のうち在宅で要介護度4・5の重度の待機者を平成30年度までに解消することを目指し、計画的に整備を進める。

## 2 背景

- ・特別養護老人ホーム入所待機者数 2,720人（平成26年8月1日時点）  
うち在宅重度（要介護度4・5）待機者 398人

## 3 事業内容

- (1) 補助単価 1床当たり上限額2,700千円
- (2) 整備数 5施設（創設2施設、増築3施設）  
370床（特養320床、ショートステイ専用居室50床）

## 4 事業費 696,500千円（財源：市債 684,700千円）

事業者	施設名称	予定地	区分	定員	補助金額
(仮)(福)藤華会	(仮)藤華幸ホーム	中区 幸四丁目	創設	特養 90床 ショート 10床	157,500千円 1,575千円×100床
(福)公友会	(仮)三方原の里	北区 東三方町	創設	特養 80床 ショート 20床	157,500千円 1,575千円×100床
(福)白梅福祉会	白梅下石田ホーム	東区 下石田町	増築	特養 40床 ショート 20床	94,500千円 1,575千円×60床
(福)慶成会	グリーンヒルズ東山	西区 大山町	増築	特養 50床	125,000千円 2,500千円×50床
(福)ほなみ会	南風	南区 倉松町	増築	特養 60床	162,000千円 2,700千円×60床
合計	5施設	整備床数		特養 320床 ショート 50床	補助金額 696,500千円

## 5 整備計画（はままつ友愛の高齢者プラン）

区分	第5期			第6期		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特別養護老人ホーム整備床数	214	119	249	349	250	250
介護付有料老人ホーム整備床数	29	29	154	165	0	195

※特別養護老人ホーム整備床数は、地域密着型施設（29床以下）を含む。

# 浜松市子ども・子育て支援事業計画

こども家庭部次世代育成課

## 1 目的

平成27年4月施行の子ども・子育て関連3法に基づき、次の3点を重点目標とする

- ・質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する
- ・子育て相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育て支援を一層充実させる
- ・待機児童の解消のため、保育の受入人数を増やす

## 2 背景

- ・少子化や核家族化による子育て力の低下
- ・保育需要の増加に伴う待機児童の発生

## 3 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」による取り組み

- ・需要の調査（現在の利用状況、利用希望）の実施（平成25年10月）
- ・幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を記載した浜松市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度までの5か年計画）を策定（平成27年3月策定予定）

## 4 計画内容

- (1) 保護者の就労の有無に関わらず幼児期の学校教育・保育を提供
  - ・幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及促進
- (2) 待機児童の解消
  - ・保育の受け入れ人数の拡大
  - ・認定こども園、保育所を計画的に整備し、待機児童の解消を図る
  - ・小規模保育（19人以下）や事業所内保育を新たに実施（地域型保育事業）
- (3) 家庭や地域での子育てを支援
  - ・地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実（地域子ども・子育て支援事業）
  - ・子育て支援ひろば、一時預かり、放課後児童会の充実等

## 5 新制度における主な対象事業

- (1) 特定教育・保育施設運営事業
- (2) 特定地域型保育事業所運営事業
- (3) 地域子ども・子育て支援事業
  - （利用者支援事業、時間外保育事業（延長保育事業等）、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（一般型・幼稚園型）、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、妊婦健康診査事業）

# 地域子育て支援拠点事業

こども家庭部子育て支援課

## 1 目的

子どもの健やかな育ちを支援し、子育ての負担や不安を和らげるため、就園前の児童とその保護者、妊婦のために情報提供や支援を行う場を提供し、地域において子育て支援の充実を図る。

## 2 背景

- ・少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感に対し適切な支援をする必要がある
- ・平成 26 年度で廃止されるなかよし館の代替施設としての役割も担う

## 3 事業内容

### (1) 子育て支援ひろば事業

拡充内容 実施箇所 19 か所→25 か所

加算事業 親支援・親教育、孫育て支援、外国人支援、親子支援の追加

平成 26 年度				平成 27 年度			
型	箇所	開催日数	加算事業	型	箇所	開催日数	加算事業
一般型	19	週 3～4 日	出張ひろば	一般・地域支援型	7	週 6 日	出張ひろば
		10 か所	18 か所				発達支援
		週 5～6 日	発達支援	一般型	16	週 6 日	妊婦支援
		9 か所	15 か所				親支援・親教育
			妊婦支援	連携型	2	週 3 日	孫育て支援
			6 か所				外国人支援
				計	25		親子支援

※地域支援型：地域の団体等と連携の構築、支援

※連携型：子育て支援ひろばと児童福祉施設等が連携

### (2) 児童館運営事業

三ヶ日、北星、江西、天竜児童館の運営経費

## 4 事業費 238,403 千円（財源：国 78,041 千円、県 78,041 千円）

- ・子育て支援ひろば事業 216,548 千円
- ・児童館運営事業 21,855 千円

# 子育て世帯臨時特例給付金給付事業

こども家庭部子育て支援課

## 1 目的

平成26年4月からの消費税率の引き上げによる子育て世帯への負担の影響を緩和するための臨時的な給付措置として平成26年度に引き続き実施する。

## 2 背景

消費税率引き上げによる子育て世帯への負担の影響を緩和する必要がある。

## 3 事業内容

### (1) 給付額

- ・対象児童一人につき3,000円（平成26年度：10,000円）

### (2) 基準日 平成27年5月31日

### (3) 給付要件

#### ①給付対象者

- ・平成27年6月分の児童手当の受給者で、平成26年所得が児童手当の所得制限額未満であること

※児童手当の現況届（毎年6月実施）と同時に手続きすることにより、手続きを簡素化

#### ②対象児童

- ・平成27年6月分児童手当の対象となる児童

#### ③臨時福祉給付金との併給について

- ・特に配慮が必要と考えられる低所得の子育て世帯に対して手厚い措置を講じるため、併給可（平成26年度：併給不可）

### (4) 給付対象者数 112,000人（平成26年度：97,000人）

- ・児童手当支給対象児童 97,000人
- ・臨時福祉給付金併給対象児童及び生活保護対象児童 15,000人

## 4 事業費 419,000千円（財源：国 419,000千円）

- ・給付費 336,000千円（3千円×112,000人＝336,000千円）
- ・事務費 77,000千円
- ・人件費 6,000千円

# 社会的養護の推進

こども家庭部子育て支援課  
児童相談所

## 1 目的

社会的養護が必要な児童が、より良好な養育環境のもとで育てられるよう、児童養護施設での心理的ケア体制の拡充、新規里親の確保、里親の支援を行うもの。

## 2 背景

- ・児童養護施設において被虐待児や発達障害児の増加により、専門的な心理ケアの必要性が高まっている
- ・家庭的な養護で愛着を醸成させるため、さらに里親等委託率を増加させる必要がある  
(平成 25 年度末里親等委託率 21.9%)

## 3 事業内容

### (1) (新規) 児童福祉施設専門機能強化助成事業 (補助金)

新たに児童養護施設の心理療法担当職員配置への市単独助成を行う

- ・国の配置基準を上回る加配職員 (心理療法担当職員) の雇用に係る経費
- ・5,000 千円×3 施設
- ・補助率 10/10
- ・限度額 5,000 千円

### (2) (新規) 里親支援事業

#### ①里親支援、里親委託の充実強化

- ・(新規) 里親ネットワーク会議の開催
- ・里親研修会の開催回数増加

#### ②新規里親の確保の充実強化

- ・(新規) 里親委託先進地への視察、説明会の開催、周知啓発
- ・里親認定研修の開催回数増加

#### ③里親専任職員の増員

## 4 事業費

(1) (新規) 児童福祉施設専門機能強化助成事業 (補助金) 15,000 千円

(2) (新規) 里親支援事業 2,909 千円

(財源：国 798 千円)

# 特定教育・保育施設運営事業

こども家庭部保育課

## 1 目的

新制度に移行する認定こども園、幼稚園及び保育所に対して、運営に要する経費として施設型給付費を支弁するもの。

## 2 背景

- ・平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度の施行により、新制度に移行する認定こども園等において特定教育・保育施設運営事業を実施する
- ・新制度により「施設型給付」及び「地域型保育給付」による、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化された

## 3 事業内容

### (1) 新制度における給付費の仕組み

- ①対象 認定こども園、幼稚園、保育園
- ②給付費 国が設定した公定価格(教育・保育に通常要する費用)から利用者負担額を控除した額
- ③負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

### (2) 施設数、定員の推移

施設種別	施設数(園)			定員(人)			
	27年度	26年度	比較	27年度	26年度	比較	
認定こども園(幼保連携型)	11	2	9	1,824	645	1,179	
認定こども園(保育所型)	1	-	1	260	-	260	
私立保育所	61	65	△4	6,880	6,910	△30	
私立幼稚園	現行制度	47	50	△3	13,260	14,290	△1,030
	新制度	3	-	3	1,030	-	1,030
合計	123	117	6	23,254	21,845	1,409	

## 4 事業費 8,325,515 千円(財源:国 2,460,114 千円、県 1,306,740 千円)

- ・扶助費 8,325,515 千円

※市立幼稚園及び保育所はすべて新制度へ移行する

直接経費(運営管理費)

- ・市立幼稚園 749,920 千円
- ・市立保育所 423,424 千円

# 特定地域型保育事業所運営事業

こども家庭部保育課

## 1 目的

特定地域型保育事業所に対して、保育施設の運営に要する経費として地域型保育給付費を支弁するもの。

## 2 背景

- ・平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度の施行により、0～2 歳を対象とする特定地域型保育事業を実施する
- ・新制度により「施設型給付」及び「地域型保育給付」による、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化された

## 3 事業内容

### (1) 新制度における給付費の仕組み

- ①対象 地域型保育給付（小規模保育、事業所内保育）
- ②給付費 国が設定した公定価格（教育・保育に通常要する費用）から利用者負担額を控除した額
- ③負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

### (2) 小規模保育事業

- ・定員 6～19 人
- ・事業主体 市町村、民間事業者等
- ・対象児童 地域の保育を必要とする子ども（0～2 歳）

No.	施設名	所在地	定員
1	(仮) あいあい保育ルーム	中区葵東二丁目	11 人
2	(仮) 託児所みんなおいで	中区富塚町	11 人
3	(仮) はぐみな第二保育園	中区葵西六丁目	19 人
4	(仮) 優風保育園	西区入野町	19 人
5	(仮) 佐鳴保育園	西区入野町	16 人
6	(仮) すこやか保育園	南区三島町	15 人
7	(仮) なごみ保育園	北区三方原町	9 人
合計 7 施設			100 人

### (3) 事業所内保育事業

- ・事業主体 事業主
- ・対象児童 事業所の従業員の子ども及び地域の保育を必要とする子ども

No.	事業主	施設名	所在地	定員
1	(福) 聖隷福祉事業団	(仮) 聖隷ひばり保育園	中区住吉二丁目	120 人
2	(福) 聖隷福祉事業団	(仮) 聖隷めぐみ保育園	中区和合町	19 人
3	(医) 弘遠会	(仮) すみれ保育園	南区田尻町	21 人
4	(医) 明徳会	(仮) 十全双葉保育園	浜北区平口	31 人
合計 4 施設				191 人

## 4 事業費 416,205 千円（財源：国 190,450 千円、県 95,224 千円）

- ・扶助費 416,205 千円

# 私立保育所等施設整備助成事業

こども家庭部保育課

## 1 目的

待機児童解消のため、私立保育所等を創設するとともに、築年数の経過に伴う設備等の老朽化や耐震性の劣る既存の私立保育所の増改築により定員の増加を図るもの。

## 2 背景

- ・ 保育所の創設・増改築等により定員増を図っているものの、保育所待機児童数は依然として解消されていない状況であるため、子育て支援対策臨時特例交付金を活用し事業を実施する
- ・ 平成 26 年 4 月 1 日現在、待機児童数は 315 人

## 3 事業内容

### (1) 制度内容

- 制度 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の保育所緊急整備事業
- 負担区分 ・ 創設、増改築 事業者 1/4、県 2/3、市 1/12
- ・ 大規模修繕、改築 事業者 1/4、県 1/2、市 1/4

### (2) 整備箇所

- ・ 保育所 創設 6施設、増改築等 2施設
- ・ 認定こども園 創設 2施設、修繕 1施設

No.	施設名	施設種別	計画地		整備内容	定員
1	(仮) なかざわこども園	認定こども園	中区	中沢町	※1 修繕	27年度まで 幼270人 28年度以降 幼 90人 保 90人
2	(仮) 相生こども園	認定こども園		相生町	創設	110人
3	(仮) はあもにい第2保育園	保育所		神田町	創設	120人
4	高丘保育園	保育所		高丘北	増改築	90人⇒120人
5	(仮) ははしろ保育園	保育所	東区	市野町	創設	120人
6	(仮) さざんか保育園	保育所	西区	坪井町	※2 創設	90人
7	順愛保育園	保育所		舞阪町	改築	90人⇒90人
8	(仮) 平和こども園	認定こども園	南区	三島町	創設	170人
9	(仮) たんぼぼ第3保育園	保育所	北区	三幸町	創設	120人
10	(仮) 子育てセンターかきのみ	保育所	浜北区	中瀬	創設	120人
11	(仮) 浜松東第二保育園	保育所		新原	創設	120人
合 計						1,090人増

※1 児童福祉施設の設備要件を満たすための設備の修繕

※2 「浜松市立保育園一部民営化計画」に基づく篠原保育園の民営化

## 4 事業費 1,392,240 千円（財源：県 1,217,013 千円）

- ・ 負担金補助及び交付金 1,392,240 千円

# 保育所待機児童の解消

こども家庭部保育課

## 1 目的

保育需要の高まりに応じ、保育所定員拡大などの取り組みを実施しているが、依然として待機児童は解消されていない状況であることから、様々な保育所待機児童解消事業を行う。

## 2 背景

- ・既存保育所の改築にあわせた定員増等により、平成22年度から平成26年度までの5か年で1,015人の定員を拡大し、入所児童数は1,137人増加した
- ・核家族化の影響や女性の就労傾向の高まりなどから、保育需要は増加傾向にある
- ・依然として待機児童は解消されていない状況であり、平成26年4月1日現在の待機児童は315人

## 3 待機児童解消の具体的施策

### (1) 保育所等の整備

私立保育所等施設整備助成事業 1,392,240千円

創設、増改築等により、平成28年4月に定員1,090人増

### (2) 認証保育所の利用者に対する助成

認証保育所利用者助成事業 108,480千円 (22か所、延5,424人)

### (3) 私立幼稚園が実施する預かり保育の推進

私立幼稚園教育振興助成事業の一部 87,395千円

#### ①私立幼稚園教育振興等事業費補助金 2,700千円

現行の預かり保育を実施する私立幼稚園に対する補助金

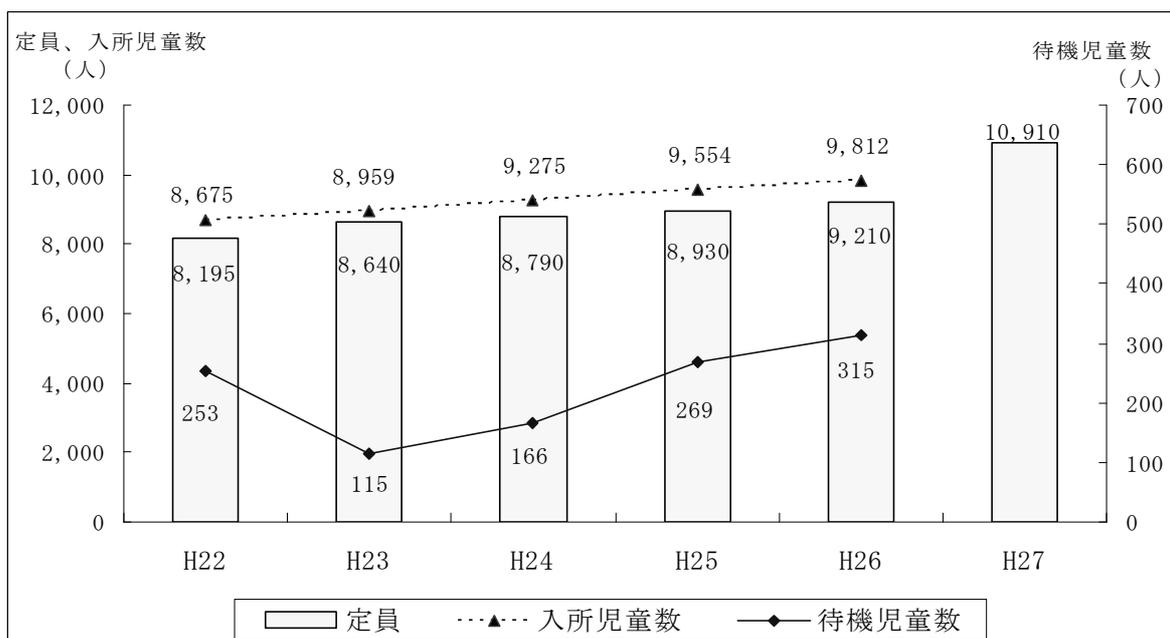
#### ②幼稚園型一時預かり事業費補助金 35,195千円

- ・対象経費 私立幼稚園及び認定こども園の園児に対する一時預かりに要する経費
- ・補助額 利用料と公費補助の負担割合を1:1とする
- ・負担割合 国1/3 県1/3 市1/3

#### ③私立幼稚園預かり保育施設改修事業費補助金 49,500千円

- ・補助要件 事業開始後、5年以内に幼保連携型または、幼稚園型認定こども園の施設基準を満たすこと
- ・対象経費 預かり保育実施に係る施設改修に要する経費
- ・基準額 1施設あたり22,000千円
- ・負担割合 県8/12 (安心こども基金)、市1/12、事業者3/12

#### 4 待機児童数等推移（各年度4月1日現在）



平成26年度から平成27年度への定員増加の内訳

- ・平成27年度:10,910人（平成26年度:9,210人） 1,700人増
- ①市施設整備補助金によるもの
  - 創設 3園（360人増）
  - 増改築 2園（60人増）
- ②自主整備によるもの
  - 創設 1園（120人増）
- ③定員見直しによるもの
  - 1園（60人増）
- ④定員の弾力化解消によるもの
  - 市立 13園（210人増）
  - 私立 33園（570人増）
- ⑤認証保育所、認定こども園（地方裁量型）からの移行によるもの
  - 2園（320人増）

# 精神保健福祉推進事業（依存症対策事業）

健康福祉部精神保健福祉センター

## 1 目的

薬物等の依存症に関する知識の普及、複雑困難な相談及び指導を行うことで、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図る。

## 2 事業内容

(1) 普及啓発事業、家族教室（平成 20 年度から） 121 千円

概ね年に 1 回依存関連問題の講演会・研修会を開催、及びアルコール・薬物依存症の家族教室を開催

(2) 相談事業（平成 21 年度から） 24 千円

平成 21 年 4 月 アルコール問題、薬物問題の相談窓口を開設、家族相談・本人相談に対応

◎相談実績（延件数、カッコ内は実件数）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (12 月末)
アルコール	17 (17)	19 (12)	49 (19)	68 (26)	148 (38)	130 (36)
薬物	3 (3)	17 (7)	80 (17)	136 (25)	252 (30)	198 (26)
ギャンブル	4 (2)	8 (1)	24 (8)	30 (6)	44 (13)	56 (19)
その他	0	2 (1)	21 (2)	27 (5)	64 (8)	28 (7)
計	24 (22)	46 (21)	174 (46)	261 (62)	508 (89)	412 (88)

(3) 本人向け再発予防プログラム HAMARPP（ハマープ）の実施（平成 23 年度から）

383 千円

- ・ 1クール 10 週、週 1 回の講義
- ・ 依存（アルコール・薬物・ギャンブル）問題の継続相談者本人が参加者同士で再発の経緯や再発防止策を話し合う
- ・ 国立精神・神経医療研究センターのプログラムを基に独自開発

◎プログラム参加者数の推移（延件数、カッコ内は実人数）

項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (12 月末)
クール実施数	3 クール	5 クール	5 クール	3 クール済
参加者	56(5)	164(14)	186(16)	132(11)

## 3 事業費 528 千円（財源：国 264 千円）

※精神保健福祉推進事業 1,571 千円の一部

- ・ 報償費 320 千円（講師謝礼 講演会：100 千円、プログラム：220 千円）
- ・ 需用費 173 千円（印刷製本費：124 千円、消耗品：15 千円など）
- ・ 使用料及び賃借料 21 千円（会場借り上げ）
- ・ 旅費 14 千円

# 浜北斎場拡張整備事業

市民部市民生活課

## 1 目的

将来的な火葬体数の増加や市内斎場施設の老朽化への対応等のため、浜北斎場の拡張を行うもの。

## 2 背景

今後の火葬体数は、ピークとなる平成 52 年まで年々増加していくと見込まれる。また、市内 7 斎場のうち多くが建築後 25 年を経過しており、建物、設備とも老朽化が顕著であるほか、浜松斎場への一極集中が続いている。これらの課題に対応するため浜北斎場の拡張を実施するもの。

## 3 事業内容

### (1) 浜北斎場拡張整備事業

#### ①現状

- ・主要設備 火葬炉 4 基、動物炉 1 基、拾骨室 1 室、告別室 1 室、待合室 4 室
- ・年間火葬体数 1,011 体（平成 25 年度）
- ・火葬数 約 3.3 体/日

#### ②拡張整備案

- ・現在の浜北斎場の敷地内に増築
- ・既設部に大型炉 1 基、増設部に大型炉 4 または 5 基（現状:4 基→拡張後:9 または 10 基）、動物炉 1 基、拾骨室 2 室、待合室 3～5 室を新設

#### ③整備スケジュール

- ・平成 26 年度 基本計画委託（拡張整備の基本事項、基本施設図の策定等）
- ・平成 27 年度 環境影響評価調査業務委託、地質調査業務委託
- ・平成 27 年度～平成 28 年度 基本設計及びデザインビルド要求水準書作成業務委託
- ・平成 29 年度～平成 31 年度 実施設計、造成・建設工事
- ・平成 32 年度 供用開始

## 4 事業費 9,436 千円

- ・委託料 9,436 千円（環境影響評価業務委託 7,000 千円、地質調査業務委託 2,436 千円）

## 5 債務負担行為

- ・事項 基本設計及びデザインビルド要求水準書作成業務委託費（浜北斎場拡張整備事業）
- ・期間 平成 27 年度から平成 28 年度まで
- ・限度額 28,037 千円（平成 28 年度：28,037 千円）

# 母子予防接種事業

健康福祉部健康増進課

## 1 目的

予防接種法に基づき、子どもを対象とする予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

## 2 事業内容

予防接種法第2条に「A類疾病」と規定されている、「ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘（計12）」の予防接種を医師の協力のもと実施する。

ワクチン名	対象年齢
4種混合（ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風）	3か月以上7歳6か月未満
ジフテリア・破傷風混合	11歳以上13歳未満
麻しん・風しん混合（1期）	1歳以上2歳未満
麻しん・風しん混合（2期）	幼稚園等の年長組の1年間
日本脳炎（1期）	6か月以上7歳6か月未満
日本脳炎（2期）	9歳以上13歳未満
B C G（結核）	1歳未満
ヒブ（H i b感染症）	2か月以上5歳未満
小児用肺炎球菌	2か月以上5歳未満
子宮頸がん予防（ヒトパピローマウイルス感染症） ※1	小学校6年生～高校1年生
水痘 ※2	1歳以上3歳未満

※1 子宮頸がん予防：平成25年6月から積極的な接種勧奨の差し控え

※2 水痘：平成26年10月から定期接種化

## 3 事業費 1,801,962千円

（財源：国 669千円、県 82千円、使用料及び手数料 18千円）

- ・委託料 1,791,138千円（予防接種委託料等）
- ・その他 10,824千円（予診票印刷費等）

# 不妊治療費支援事業

健康福祉部健康増進課

## 1 目的

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減及び少子化対策のため、保険が適用されず、医療費も高額な不妊治療に対して助成するもの。

## 2 事業内容

### (1) 特定不妊治療費助成 257,155 千円

対象治療法	体外受精、顕微授精
補助上限額	1回 150,000 円 (1、2 回目は市単独 5 万円を上乗せし 20 万円) 安価な治療 (以前に凍結させた胚の移植など) の場合 : 1 回 75,000 円
対象年齢	全年齢
助成回数	通算 6 回 (40 歳以上は 3 回)
所得制限	なし
助成件数見込	1,710 件

※平成 25 年度までに既に助成を受けている者は、旧制度を引き続き適用

※平成 28 年度から対象年齢は、妻の年齢 43 歳未満

### (2) (新規) 男性不妊治療費助成 3,150 千円

対象治療法	T E S E、M E S A (精子を採取する治療法)
補助率	7/10 以内
補助上限額	1 回 105,000 円
対象年齢	妻の年齢 43 歳未満
助成回数	特定不妊治療費助成の基準に準ずる
所得制限	なし
助成件数見込	30 件

### (3) 一般不妊治療費助成 6,678 千円

対象治療法	人工授精 (精子を子宮腔内に注入する治療法)
補助率	7/10 以内
補助上限額	1 組の夫婦 63,000 円
対象年齢	妻の年齢 40 歳未満
助成期間	2 年
所得制限	なし
助成件数見込	130 件

## 3 事業費 266,983 千円 (財源 : 県 93,107 千円)

- ・負担金補助及び交付金 266,137 千円 (特定・男性・一般不妊治療費補助金)
- ・その他 846 千円 (役務費等)

# 危険ドラッグ撲滅対策事業

健康福祉部保健所保健総務課

## 1 目的

社会問題化している危険ドラッグの乱用を防止するため、より多くの市民に薬物乱用防止の啓発を行う。

## 2 背景

安易に危険ドラッグを購入・使用したことによる交通事故や救急搬送が発生しており、潜在的な乱用者が見込まれるため、より多くの市民に薬物乱用防止を啓発する必要がある。

## 3 事業内容

- (1) 危険ドラッグ撲滅キャンペーンイベント（くすりと健康フェスタ（薬剤師会主催）と同時開催）  
体験者や専門家の講演会等を実施 委託料 800 千円
- (2) 浜松市暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市民大会負担金 400 千円

## 4 事業費 1,225 千円（財源：使用料及び手数料 1,225 千円）

- ・委託料 800 千円（危険ドラッグ撲滅キャンペーンイベント委託料）
- ・負担金補助及び交付金 400 千円（浜松市暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市民大会負担金）
- ・需用費 15 千円（消耗品）
- ・役務費 10 千円（けし処分費）

## ※ 参考（その他県との連携による取組）

- ・大学生を対象とした薬物乱用防止講習会の開催
- ・小学生（5年生または6年生）、中学生及び高校生を対象とした「薬学講座」の開催に係る協力
- ・不正大麻・けし撲滅運動（平成27年5月～6月頃）（ポスター掲示依頼、けし除去）
- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（平成27年6月～7月頃）（街頭キャンペーン等）
- ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動（平成27年10月～11月頃）

くすりと健康フェスタにて薬物乱用防止啓発（薬物乱用防止ポスター作品、薬物見本等の掲示）を実施 ※危険ドラッグ撲滅キャンペーンイベントを同時開催

開催日：平成27年11月1日（日）

主催：浜松市薬剤師会

場所：ギャラリーモール（ソラモ）

- ・平成27年度薬物乱用防止ポスター作品展開催（平成28年1月頃）

# 食の安全対策推進事業

健康福祉部保健所生活衛生課

## 1 目的

飲食店等食品関係施設の営業許可事務、監視指導及び食中毒防止啓発等を実施し、衛生状態の向上を図るとともに、大規模食中毒の発生並びに流通食品による健康被害を未然に防止する。

## 2 背景

- ・平成 26 年 5 月に厚労省が危害分析・重要管理点方式による管理運営基準(HACCP 型基準)を盛り込んだ衛生管理の新たなガイドラインを策定
- ・平成 27 年 2 月議会において「浜松市食品衛生法の施行に関する条例」を改正し、HACCP 型基準により衛生管理を行うことを努力義務とした管理運営基準を追加（平成 27 年 4 月から施行する予定）

※HACCP（ハサップ）型基準：食品製造の工程ごとに、発生し得る危害要因を分析し、その防止措置を明らかにして、特に重要な工程を継続的に監視・記録する衛生管理のシステム

## 3 事業内容

- (1) (新規)危害分析・重要管理点方式による管理運営基準(HACCP 型基準)の導入推進 325 千円  
主に大量調理施設(約 160 施設)及び広域流通食品製造施設(約 80 施設)に対してHACCP 型基準の導入を推進する。啓発パンフレット配布 108 千円、他市への視察等旅費 168 千円など
- ・ 27. 4. 1：HACCP 方式を追加した新しい管理運営基準（国際基準に準じた基準）の施行
  - ・ 27 年度～：管理運営基準改正の周知及びHACCP 型基準の導入支援

- (2) 食品衛生確保業務委託 12,721 千円

営業許可更新事務に係る施設基準調査業務等を拡充委託することにより、食品衛生関係業務のアウトソーシングを進め業務の効率化を図る。

## 4 事業費 19,697 千円（財源：使用料及び手数料 16,931 千円）

- ・委託料 12,748 千円（食品衛生確保業務委託等）
- ・需用費 4,169 千円（食品微生物検査用消耗品等）
- ・その他 2,780 千円（旅費、電話料等）

# 衛生工場の再編・長寿命化事業

環境部廃棄物処理施設管理課

## 1 目的

強靱なし尿処理体制を確立するため、現なし尿処理施設の統廃合を見据えた改修工事と予防保全を行い、施設を長寿命化することで、安定的な処理体制の構築と維持管理コストの削減を図る。

## 2 背景

- ・し尿処理施設の平均更新時期は20年から30年の中で、現在稼働中のし尿処理施設は稼働後20年から30年超経過
- ・老朽化が進行し、定期整備の対象外としていたコンクリート水槽や薬品タンク等の設備機器も、劣化による液漏れが発生するなど、施設全般に老朽化の影響が顕在化
- ・平成32年をピークにし尿・浄化槽汚泥の搬入量が減少することが見込まれる

## 3 事業内容

- ・4工場（東部・西部・天竜・細江）⇒2工場（東部・西部）へ統廃合
- ・長寿命化対策（大規模改修）の実施（東部27～29年度、西部27～28年度）
- ・災害対応は、28年度策定予定の災害廃棄物処理計画に基づき実施

施設別事業内容

### ①東部衛生工場

- ・29年度までに現在休止中のB系列のリニューアル及び長寿命化工事を実施

### ②西部衛生工場

- ・28年度までに受入槽等の長寿命化工事を実施

## 4 事業費 225,380千円

- ・工事費 225,090千円（東部B系列リニューアル工事、西部受入槽長寿命化工事等）
- ・需用費 290千円（西部床排水ポンプ修繕等）

## 5 債務負担行為

- ・事 項 東部衛生工場改修事業費
- ・期 間 平成27年度から平成29年度まで
- ・限度額 1,210,000千円（平成28年度：604,000千円、平成29年度：606,000千円）

# 新清掃工場整備事業

環境部廃棄物処理施設管理課

## 1 目的

老朽化が進む南部清掃工場と平和破砕処理センターの代替施設として、新清掃工場の建設整備を進めるもの。

### ※施設概要（予定）

- ・焼却施設（可燃ごみ）399 t / 日
- ・破砕処理施設（不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装）72 t / 日

## 2 事業内容

- ・P F I アドバイザリー業務委託 21,730千円  
事業方式の検討、要求水準書の作成
- ・環境影響調査業務委託 164,239千円  
環境影響評価の現地調査及び準備書、評価書、事後調査計画書の作成
- ・場内整備関係 190,000千円  
造成地詳細設計（専用道路含む）
- ・場外整備関係 260,000千円  
周辺道路設計調査測量（天竜紙板南線外3路線）

## 3 スケジュール

- ・平成25年度～ 各種調査・施設基本計画等
- ・平成28年度～ 周辺道路用地買収・道路工事等
- ・平成30年度～平成32年度 プラント建設工事
- ・平成32年度末 稼動

## 4 事業費 641,390千円（財源：国 125,323千円、市債 367,300千円）

- ・委託料 635,969千円（P F I アドバイザリー業務委託等）
- ・その他 5,421千円（需用費等）

## 5 債務負担行為

- ・事項 P F I アドバイザリー業務委託費（新清掃工場整備事業）
- ・期間 平成27年度から平成29年度まで
- ・限度額 32,695千円（平成28年度：27,162千円、平成29年度：5,533千円）

# ごみ減量・リサイクル推進事業

環境部資源廃棄物政策課

## 1 目的

家庭系もえるごみの約4割を占める生ごみに焦点をあてた新規事業の実施など市民協働によるごみ減量・リサイクルの推進に関する取組を強化する。

## 2 背景

ごみ減量アクションプラン（計画期間 23 年度～25 年度）の 25 年度目標値未達

- ・市民1人1日あたりのごみ排出量 目標：871g/人日→25年度実績：898g/人日
- ・市民1人1日あたりの家庭系燃えるごみ量 目標：411g/人日→25年度実績：463g/人日
- ・リサイクル率 目標：22.4%→25年度実績：21.5%

## 3 事業内容・事業費

(1) 生ごみの減量対策 7,045千円

- ・生ごみ堆肥化容器配布事業 コンポスト1,800個、密封発酵容器1,100個
- ・家庭用生ごみ処理機購入費補助事業 上限15千円、130件 ほか

(2) 資源物回収の促進 158,863千円

- ・集団回収活動に対する協力金（こども会、PTA等）
- ・資源物回収保管庫の貸与（自治会）保管庫50件
- ・リサイクルステーション運営委託 月1回、12か所
- ・みどりのリサイクル拠点 7か所
- ・小型家電回収ボックスの設置（現行48か所に加え7か所増設） ほか

(3) ごみ減量教育推進事業 15,131千円

- ・ごみ減量啓発絵本の作成 小学1年生全員に配布
- ・副読本の作成 小学4年生全員に配布
- ・（新規）水切りグッズの配布 小学5年生から中学3年生及び小中学校の教員に配布
- ・雑がみ分別袋の配布 市立幼小中学校の児童等全員に配布

## 4 事業費 181,039千円（財源：繰入金 3,926千円）

- ・報償費 115,680千円（集団回収団体協力金 ほか）
- ・委託料 23,869千円（みどりのリサイクル業務委託費 ほか）
- ・その他 41,490千円（水切りグッズや生ごみ堆肥化容器等の購入費 ほか）

# 水切りグッズの配布事業

環境部資源廃棄物政策課

## 1 目的

家庭での生ごみに対する意識付けを図り、家庭系もえるごみの4割を占める生ごみの減量の啓発を推進するため、水切りグッズを配布する。学校を通して配布することで、子どもから家庭への教育効果を見込むとともに教員の意識啓発を図る。

## 2 背景

平成26年度水切りグッズモニター調査及びごみ組成分析調査を実施

- ・モニター結果より、約1割減量効果有
- ・冬期も同様の調査を実施中

## 3 事業の内容

### (1) 配布の時期

平成27年度～

### (2) 配布対象

ア. 配布個数 100,000個

イ. 配布方法

- ・平成27年度 配布数 41,200個 小学5年生から中学3年生の全児童生徒及び小中学校の教員に配布
  - ・市立小学5年生から中学3年生 7,500人×5学年=37,500個
  - ・市立小学校・中学校教員 3,700個
- ・平成28年度以降小学5年生に配布（家庭科教育課程において調理実習を開始する学年）

## 4 事業費 9,940千円

※ごみ減量教育推進事業15,131千円の一部

- ・需用費 9,940千円（水切りグッズ購入費）

# 北清掃事業所（北部清掃工場）解体・移転事業

環境部北清掃事業所

## 1 目的

北部清掃工場は、施設の老朽化により平成23年4月に休止しており、経年劣化による倒壊や、ダイオキシン類の飛散等のリスクを抱えている。また、隣接する三方原パーキングエリアに平成29年4月スマートインターチェンジが開設予定のため、開設予定時期に合わせて老朽化した北部清掃工場を解体し、現在、事業所で行っている市民・自治会の窓口機能、みどりのリサイクル受入施設、連絡ごみの収集基地について移転する。

## 2 事業内容

(1) 北部清掃工場解体事業費 249,000千円

(平成27年度～平成28年度 全体事業費 1,117,000千円)

- ・解体工事施工監理業務委託費
- ・解体工事費
- ・残置廃棄物処理業務委託費

(2) 事務所機能移転経費 8,600千円

- ・新事務所改修工事費 ほか
- 新事務所（東区半田山二丁目）

## 3 スケジュール

(1) 工場の解体

- ・入札 平成27年7月（入札・仮契約）
- ・議決 平成27年9月議会
- ・解体工事 平成27年10月 ～ 平成29年3月

(2) 事業所等の移転

- ・移転 平成27年4月 ～ 平成27年6月
- ・業務開始 平成27年7月

## 4 事業費 270,376千円

- ・工事費 240,800千円（解体工事費等）
- ・委託料 23,231千円（工事監理等）
- ・その他 6,345千円（需用費等）

## 5 債務負担行為

- ・事 項 北部清掃工場解体事業費
- ・期 間 平成27年度から平成28年度まで
- ・限度額 868,000千円（平成28年度：868,000千円）

## 1 目的

環境と調和の取れた開発を誘導するため、本市の環境特性に応じた環境影響評価条例を制定する。あわせて、条例に基づき環境影響評価の評価項目、調査・予測・評価の手法、環境保全措置の例示等の技術的事項を定める技術指針を策定する。

## 2 背景

- ・現在、市域で環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業を実施する際は、環境影響評価法や県環境影響評価条例に基づき事業者が環境影響評価を実施
- ・市域の環境特性に応じた条例を制定することにより、県知事に代わり事業者に対して市長の意見を直接事業に反映させることが可能

## 3 事業内容

### (1) 環境影響評価条例の制定

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、本市の地域特性や環境特性を踏まえた、環境影響評価手続きを行うため、本市独自の環境影響評価条例を制定する。

### (2) 環境影響評価技術指針策定業務

環境影響評価条例に定める対象事業について、事業ごとに評価項目、評価項目に係る調査・予測・評価の手法、環境保全措置の例示等技術的事項を定める技術指針を策定する。

※事業者は、市条例及び条例に規定する技術指針に基づき環境影響評価等を実施。

### (3) 条例制定スケジュール

- ・27年10月      パブリック・コメント実施
- ・28年2月議会   条例議案提出
- ・28年4月      条例公布（施行規則公布）
- ・28年7月      技術指針公布
- ・28年10月     条例施行（施行規則施行）

## 4 事業費 9,966千円

- ・委託料      9,000千円（環境影響評価技術指針策定業務委託）
- ・旅費          541千円（先進地視察外）
- ・報償費      308千円（環境審議会環境影響評価部会専門委員謝礼等）
- ・需用費      117千円（条例周知リーフレット作成）

# 省エネルギー改修推進事業

環境部環境政策課

## 1 目的

即効性のある省エネ改修に集中投資し、市有施設の省エネ化を促進することで、省エネ法の目標達成(エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減)及び光熱費の節減を目指すもの。

## 2 背景

- ・24年9月に浜松市省エネルギー対策プロジェクトチームを立ち上げ、同年11月補正より事業実施
- ・費用対効果を検証し、概ね10年で投資回収できる工事を対象

## 3 事業内容

27年度事業実施により概ね投資回収が10年以内のものは完了

### (1) 省エネ改修事業 15,200千円 (3施設程度)

省エネ診断結果や施設管理者からの省エネ改修提案等を基に、プロジェクトチームの中で改修施設を決定

- ・浜松科学館ほか2施設程度改修予定
- ・削減効果 2,462千円/年以上を見込む

### (2) LED照明一括導入事業 160,773千円 (15施設)

年間点灯時間2,000時間以上の蛍光灯及び24時間点灯の誘導灯を対象にLED照明及びLED誘導灯へ交換

- ・アクトシティ浜松ほか14施設の蛍光灯及び誘導灯を交換
- ・交換予定台数 4,995台 (蛍光灯 4,624台、誘導灯 371台)
- ・削減効果 25,603千円/年程度
- ・投資回収年 4.9年 ((事業費160,773千円-補助金35,237千円) /削減額25,603千円/年)

## 4 事業費 175,973千円 (財源: 諸収入 35,237千円)

エネルギー使用合理化事業者支援事業費補助金 (社団法人 環境共創イニシアチブ)

- ・工事請負費 160,714千円
- ・委託料 15,259千円 (工事監理、設計)